

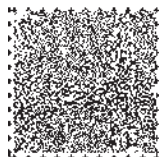
2.特集 こども・若者の人権をめぐる取組

「② こども～いじめ・児童虐待・体罰・性被害～」(4ページ以下参照)においても記述したとおり、いじめの重大事態の件数や児童虐待の相談対応件数が高水準で推移するなど、こどもを取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。政府においては、こども家庭庁を司令塔に、政府一体となって取組を進めています。本特集では、こども・若者政策に関する枠組みといじめ防止対策や児童虐待防止対策等について、令和5年度における取組を紹介します。

●こども基本法

児童虐待の相談対応件数や不登校、小中高生の自殺、ネットいじめの件数が過去最高水準となるなど、子どもを取り巻く厳しい環境等を背景に、令和3年12月に策定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが明記されました。これを受け、令和5年4月から、子どもの権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が設置されました。

また、こども家庭庁設置法等と併せて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法が、令和5年4月に施行されました。同法は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としているほか、憲法や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、こども施策に通底する基本理念を定めています。

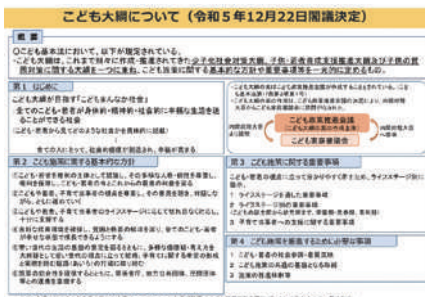
[illegible]

こども基本法の概要



● こども大綱

令和5年12月、こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた我が国初のこども大綱が策定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。また、こども施策に関する基本的な方針として、こども・若者を権利の主体として認識すること、その多様な人格・個性を尊重すること、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど六つの基本的な方針を定めており、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を基盤とした施策を推進することとしています。さらに、こども施策に関する重要事項として、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報発信や啓発等に取り組むこととしています。

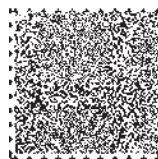


こども大綱について(概要)

● いじめ防止対策

文部科学省では、いじめの重大事態件数が令和4年度には過去最多の923件となったことを受け、令和5年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見のほか、重大事態の未然防止に向けた地方公共団体への個別サポートチームの派遣等により、いじめ防止対策の強化に取り組んでいます。

こども家庭庁では、主に学校におけるいじめ防止対策に取り組む文部科学省とも連携をした上で、学校外で生じるものも含め、こどものいじめの防止を担うこととしています。具体的には、令和5年度から新たに、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業を実施し、地方公共団体の首長部局が学校外からいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化を防止することを目指しています。また、いじめ重大事態調査を行う地方公共団体に対し、第三者性の確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言を行えるよう、令和5年9月から新たに、「いじめ調査アドバイザー」を



委嘱し、地方公共団体等から寄せられた調査委員の人選や中立・公平性のある調査方法の実施に関する相談に対して、助言を行うなど、いじめの防止に向けた地方公共団体における具体的な取組や体制づくりを実施することで、社会総掛かりでいじめ問題に取り組んでいます。

法務省の人権擁護機関では、啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」を作成しました。同動画は、最近のいじめが、SNSなどのインターネット上で行われ、学校や親など周りから見えにくくなっていることや、ささいなきっかけから深刻ないじめへと発展するケースが少なくないことなどを踏まえ、いじめをなくすためにはどうすればよいか、周囲の大人へのSOSの出し方や悩んだ時の相談窓口について、事例を基に学んでいく教材となっています。

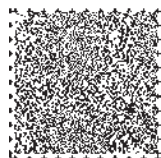


啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」

●児童虐待防止対策

こども家庭庁では、令和6年4月に施行された令和4年の改正児童福祉法に基づき、「こども家庭センター」の整備など妊産婦や子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等に加え、こどもの権利擁護を強化するための施策を推進しています。具体的には、同法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが都道府県等の業務とされ、児童相談所長等による一時保護や施設入所の際等の意見聴取等の措置が義務付けられるとともに、こどもの意見表明等を支援する意見表明等支援事業が創設されたことから、令和5年度に作成し

た運用マニュアル等の周知により適切な運用の徹底を図ったほか、同法に基づき新たに策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」において、こどもの権利擁護や個別のケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定するとともに、「一時





1. 主な人権課題

保護ガイドライン」を改正し、一時保護施設の環境改善に取り組むなど、こどもの権利擁護のための取組を実施する都道府県等への支援を行っています。

法務省の人権擁護機関では、啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ 児童虐待」を作成しました。同動画では、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、宗教活動に関連する虐待等の様々な事例を取り上げ、こどもや保護者が児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるための教材となっています。



こどもパート



大人パート



啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ 児童虐待」

2. 特集 こども、若者の人権をめぐる取組

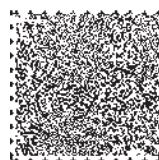
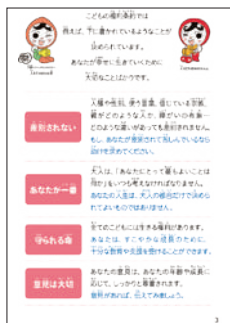
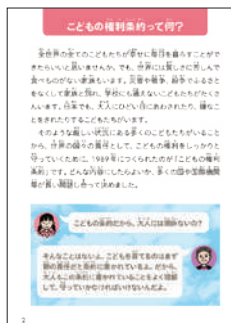
3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

● こどもが様々な権利の享有主体であることの認識を促す取組

困難を抱えるこどもが自ら声を上げるには、こども自身が様々な権利の享有主体であることの認識を得ることが重要です。その気付きを促すため、法務省の人権擁護機関では、児童の権利条約に規定されている生命、生存及び発達に対する権利、こどもの最善の利益の考慮、こどもの意見の尊重及び差別の禁止等について、こどもに分かりやすく解説した啓発冊子「よくわかる！ こどもの権利条約」を作成し、人権教室等で積極的に活用しています。



啓発冊子「よくわかる！ こどもの権利条約」